

北広島市企業立地促進条例の一部を改正する条例（案） について



1 条例制定の趣旨

北広島市では、本市経済の発展に寄与することを目的に、市内に進出する企業に対し、課税免除のほか各種優遇措置を行ってきました。

北海道ボールパークFビレッジの建設を契機に多くの企業から注目され、市内への進出を検討している企業が増えている中、本市により多くの企業を呼び込むために優遇措置の対象となる新たな地域を設けることで、本市のさらなる経済発展に寄与することを目的に企業立地促進条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

① 優遇措置の対象となる新たな地域の追加

現在は準工業地域、工業地域又は工業専用地域を指定地域として対象としていましたが、都市公園についても対象地域として追加します。

参考：企業立地促進条例第2条第1項第6号抜粋

(6) 指定地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。

② 新たな地域において優遇措置を受けることができる者の要件の追加

現在は優遇措置を受けることができる者に対して市税の滞納がないこと、固定資産税評価額等の要件がありますが、新たな地域においてはそれらに加え、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」※に基づく計画の承認を受けている企業であること等を要件として追加します。

参考：企業立地促進条例第4条第1項抜粋

(1) 市税の滞納がないこと。

(2) 事業所の操業日が当該事業所の用に供する土地の取得の日から5年を経過していないこと(市内に事業所を有する者が当該事業所の敷地内に増設をした場合を除く。)

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 事業所の新設(既存事業所の取得による場合を除く。)に係る固定資産税評価額(土地に係る部分を除く。)が5,000万円を超え、かつ、当該新設に伴って新たに雇用された常時雇用者の人数が5人以上であること。

イ 事業所の増設(既存事業所の取得による場合を除く。)に係る固定資産税評価額(土地に係る部分を除く。)が3,000万円を超え、かつ、当該増設に伴って新たに雇用された常時雇用者の人数が3人以上であること。

ウ 既存事業所の取得による事業所の新設に係る固定資産税評価額(土地及び家屋に係る部分を除く。)が5,000万円を超え、かつ、当該新設に伴って新たに雇用された常時雇用者の人数が5人以上であること。

エ 既存事業所の取得による事業所の増設に係る固定資産税評価額(土地及び家屋に係る部分を除く。)が3,000万円を超え、かつ、当該増設に伴って新たに雇用された常時雇用者の人数が3人以上であること。

北広島市企業立地促進条例の一部を改正する条例（案） について



2 改正の概要

③ 新たな地域において受けられる優遇措置の範囲の追加

現在でも優遇措置を受けることができる期間等を定めていますが、新たな地域においては優遇措置の範囲を固定資産税等に係る基準年度以後3年間とします。

参考：企業立地促進条例第5条抜粋

第5条 市長は、指定事業者が基準日において所有している事業所の新設又は増設をするために取得した固定資産に関し、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる市税について、課税免除を行うものとする。

(1) 事業所の新設又は増設の場合(既存事業所の取得による場合を除く。) 当該固定資産に係る固定資産税等(土地に係る部分を除く。)

(2) 既存事業所の取得による事業所の新設又は増設の場合 当該固定資産に係る固定資産税(土地及び家屋に係る部分を除く。)

2 前項の課税免除は、固定資産税等に係る基準年度以後3年間(事業所の増設の場合で、事業所の操業日から当該基準年度の翌年度の末日までに移転に該当することとなったときは2年間)において、1億円を限度として行うものとする。

3 第1項の規定により課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

※「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする法律です。市町村・都道府県が作成した「基本計画」に基づき事業者が作成する「地域経済牽引事業計画」を、都道府県知事が承認します。

3 スケジュール

令和4年12月15日～令和5年1月16日 パブリックコメントの実施
(市広報、市ホームページで周知)

令和5年2月 令和5年第1回北広島市議会定例会に条例案を提案

令和5年3月 議決後、施行予定